

上島町告示第30号

上島町普通財産の一般競争入札による売却処分公告

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を執行するので、上島町普通財産処分等事務取扱要綱（令和3年3月19日訓令第3号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年6月17日

上島町長 上村 俊之



1. 売払物件

番号	所在地	地目	台帳面積	最低売却価格
1	上島町弓削佐島 987 番地	雑種地	366.00 m <sup>2</sup>	30,000 円
2	上島町弓削佐島 992 番地	雑種地	151.00 m <sup>2</sup>	10,000 円
3	上島町弓削太田 182 番地 1	宅地	285.35 m <sup>2</sup>	300,000 円
4	上島町生名 4790 番地 上島町生名 4791 番地 上島町生名 4792 番地	雑種地 宅地 宅地	32.00 m <sup>2</sup> 49.41 m <sup>2</sup> 163.38 m <sup>2</sup>	1,200,000 円
5	上島町生名 4793 番地 上島町生名 4794 番地	宅地 宅地	88.14 m <sup>2</sup> 91.83 m <sup>2</sup>	900,000 円
6	上島町生名 4795 番地 上島町生名 4796 番地	宅地 宅地	89.76 m <sup>2</sup> 87.98 m <sup>2</sup>	900,000 円

7	上島町生名 4798 番地	宅地	126.76 m <sup>2</sup>	1,600,000 円
	上島町生名 4799 番地 1	宅地	81.14 m <sup>2</sup>	
	上島町生名 4800 番地	宅地	105.22 m <sup>2</sup>	
8	上島町生名 4802 番地 1	宅地	82.87 m <sup>2</sup>	800,000 円
	上島町生名 4803 番地	宅地	88.54 m <sup>2</sup>	

### 留意事項

※物件の引渡しは現状有姿のままで行い登記地籍での引渡しとなります。

物件の敷地内外の土壌、工作物（電柱、フェンス、資材、埋設物等）供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣地地権者との協議その他物件の現況に関する事項について調整等が生じた場合は、土地引渡し後にすべて買受人において行ってください。

※売払い物件に隠れた瑕疵があっても、町は担保責任を負いません。

※番号 4 から 8 については、2 筆及び 3 筆で 1 ヶ所としてお申込みください。

※詳しくは弓削総合支所総務課内にある閲覧図書又は上島町ホームページをご覧ください。

## 2. 入札参加資格

個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、普通財産の処分について買受けの申込みをすることができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項第2号から第6号までの規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 町税を滞納している者
- (5) その他町長が不相当と認めた者

## 3. 現場説明会

実施なし

## 4. 入札参加申込書の受付

受付期間中に入札参加申込書、利用計画書、誓約書、印鑑証明書、住民票、(法人の場合は、登記事項証明書)、納税証明書を提出して下さい。

※申込書類は、弓削総合支所総務課及び各支所町民生活課で受け取るか又は上島町ホームページからダウンロードしてください。

## 5. 申込受付期間及び受付場所

(1)令和8年6月17（水）から令和8年 7月 31日（金）  
（土曜、日曜及び祝日を除く）

(2)受付場所 上島町役場 弓削総合支所 2階 総務課

※書類提出後に、上島町有財産審議会において審査し、適当と認められた時は、入札参加承認書を申込者に交付いたします。

## 6. 開札日時及び場所

(1) 令和8年 8月上旬実施予定

(2) 開札場所 上島町役場 弓削総合支所

## 7. 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する必要な資格のない者による入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札

8. 入札保証金  
免除

9. 納入方法について

普通財産を買い受け、売買契約を締結した方は、契約締結の日から30日以内に、町が発行する納入通知書により契約代金を納付してください。

10. 落札者の決定

入札価格が最低売却価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札が2件以上ある時は、後日に該当入札者によるくじにより落札者を決定します。

11. 落札されなかった物件について

一般競争入札において落札されなかった物件については、先着順に申込みを受け付け、随意契約により売払いを予定しています。

12. 問い合わせ先

上島町役場 総務課 施設管理係 TEL : 0897 - 77 - 2500